

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

原議保存期間	1年(令和5年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

警察庁丙備二発第42号、丙企画発第39号
丙生企発第81号、丙刑企発第54号
丙交企発第81号、丙情企発第49号

令和3年7月30日
警察庁警備局長
警察庁長官官房長
警察庁生活安全局長
警察庁刑事局長
警察庁交通局長
警察庁情報通信局長

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置を実施すべき区域の追加等について（通達）

本年4月23日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われたところであるが、本日、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）については、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を追加し、6都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府及び沖縄県）とするとともに、これら6都府県において緊急事態措置を実施すべき期間を本年8月31日までとする旨が、また、法第31条の4第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（以下「重点措置」という。）を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）については、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を除外し、新たに北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県を追加するとともに、これら5道府県において重点措置を実施すべき期間を本年8月31日までとする旨が、それぞれ公示された（別添1）。また、これに併せて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が変更された（別添2）。

緊急事態宣言等を受けた警察の対応については、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態における警察の対応に係る留意事項等について（通達）」（令和3年2月12日付け警察庁丙備二発第5号ほか）等において示達したところであるが、本日、緊急事態措置区域が追加されたこと等を踏まえ、引き続き、同通達等に基づく対応に万全を期されたい。

なお、変更後の基本的対処方針において、緊急事態措置区域に属する都道府県（以下「特定都道府県」という。）、緊急事態措置区域から除外された都道府県及び重点措置区域で実施すべき措置等として、それぞれ以下が追加されるなどしている。

○ 特定都道府県

- ・ 法第45条第1項に基づき、特に、20時以降の不要不急の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をとっている仲間と少人数で、混雑

している場所や時間を避けて行動すること等について、住民に徹底する。

- ・ 法第45条第1項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行うとともに、実地の呼びかけ等を強化する。
- 緊急事態措置区域から除外された都道府県（除外後、重点措置区域とされた都道府県を含む。）
 - ・ 法第24条第9項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行うとともに、実地の呼びかけ等を強化する。
- 重点措置区域
 - ・ 感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、都道府県知事が定める期間及び区域において、法第31条の6第1項等に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮（20時までとする。）の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請するとされているところ、感染が下降傾向にある場合には、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、一定の要件を満たした店舗において19時まで提供できることとするなど、緩和を行うことができる。
 - ・ 法第24条第9項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行うとともに、実地の呼びかけ等を強化する。
 - ・ 法第24条第9項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること等について、住民に対して協力の要請を行う。



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔官庁報告〕

官庁事項

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示の全部を変更する公示
（新型コロナウイルス感染症対策本部）
新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示（同）

官庁報告

官庁事項

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示の全部を変更する公示

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示の全部を変更する公示
新型コロナウイルス感染症対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第三項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示（令和三年四月二十三日）の全部を次のとおり変更し、令和三年七月十二日から適用することとしたので、公示する。

令和三年七月八日

新型コロナウイルス感染症対策本部長 菅 義偉

（一）緊急事態措置を実施すべき期間 令和三年四月二十五日（沖縄県については、同年五月二十三日、東京都については、同年七月十二日）から八月二十二日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法第三十二条第五項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

（二）緊急事態措置を実施すべき区域 東京都及び沖縄県の区域とする。

（三）緊急事態の概要 新型コロナウイルス感染症については、

・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、

・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
新型コロナウイルス感染症対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十一条の四第三項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和三年四月一日）の全部を次のとおり変更し、令和三年七月十二日から適用することとしたので、公示する。

令和三年七月八日

新型コロナウイルス感染症対策本部長 菅 義偉

（一）まん延防止等重点措置を実施すべき期間 令和三年四月二十日から八月二十二日までとする。

（二）の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和三年四月二十日から八月二十二日までとする。
・大阪府については、令和三年六月二十一日から八月二十二日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法第三十一条の四第四項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

（三）まん延防止等重点措置を実施すべき区域 埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府の区域とする。

（四）まん延防止等重点措置の概要 新型コロナウイルス感染症については、

・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、

・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

28

& (' % & *
% (
%)

